

令和5年度苫小牧市障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

(趣旨)

第1 この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する方針として、市の区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、令和5年度に調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等及びその調達の目標について定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この方針において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

(対象部署の範囲)

第3 この方針を適用する部署（以下「対象部署」という。）は、苫小牧市の全ての組織とする。

(対象施設の範囲)

第4 本市において調達の対象となる障害者就労施設等は、次に掲げるもののうち物品等の調達が可能な障害者就労施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち次に掲げるものを行う事業所

ア 生活介護

イ 就労移行支援

ウ 就労継続支援

(2) 障害者総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センター

(3) 前2号に掲げるもののほか、障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により費用の助成を受ける施設

(4) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）第1条に規定する事業所

(5) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者

(6) 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体

(対象物品等の範囲)

第5 本市において重点的に調達を推進する物品等の範囲は次の表の左欄に掲げる物品等とし、その調達の目標は同表の右欄に定めるとおりとする。

食品（パン、弁当、菓子類等）	500万円以上
雑貨（石けん、布巾等）	
印刷製本	
清掃等労務作業	

（調達推進の方法）

第6 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、当該障害者就労施設等に対して苫小牧市競争入札参加資格等に関する要領第5条第1項に規定する登録を受けるために必要な資格申請を勧奨するとともに、予算の適正な執行を妨げない範囲において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約（以下「特定随意契約」という。）の締結を検討するものとする。

（調達実績の公表等）

第7 法第9条第3項及び第5項に規定する公表の方法は、市ホームページへの掲載によるものとする。

（この方針の適用）

第8 この方針は、令和5年度に対象部署が調達する物品等について適用する。